

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

株式を売却した時の個人の税金

Q：私がオーナー社長をしている会社（非上場）の株の一部を友人に譲渡した場合、上場株式を売った時のように税金は譲渡収入の1%でよいでしょうか。

A：個人が株式を譲渡した場合には、次により課税されます。

①申告分離課税

暦年ベースで株式等に係る譲渡所得等を通算し、他の所得と分離して20%の税率（他に住民税6%）を適用し、確定申告を通じて課税する方法です。

この場合、株式等の譲渡所得に赤字があれば、他の株式等の譲渡所得の黒字から控除することはできますが、それでもなお赤字となる損失については、他の所得と損益通算はできません。

②源泉分離課税

譲渡収入の1%を所得税（住民税は非課税）として源泉納付する課税方法で、上場株式等だけが①の申告分離課税との選択ができます。

③土地類似株式の譲渡益課税

株式の譲渡が短期所有の土地等の譲渡に類似するものについては、土地等に係る申告分離課税（短期）として課税されます。

④非課税

公社債や、証券投資信託又は貸付信託の受益証券の譲渡による所得は非課税とされています。

ご質問のような非上場株式等は源泉分離課税を選択することはできませんので、申告分離課税となります。

